

平成30年第3回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年3月1日(木) 13時30分から14時39分

2. 開催場所 香美市保健福祉センター香北2階

3. 出席委員 (15名)

会長	19番	原 心一					
会長職務代理	3番	公文 久郎	5番	森安 正			
委員	1番	三谷 富重	4番	三木 克司	7番	上島 陽子	
	8番	岡田 修一	10番	宗石 和彦	11番	横山 実男	
	13番	堤 昭雄	14番	西村 広幸	15番	小松 和啓	
	16番	門脇 節夫	17番	山崎 彰	18番	小松 源一	

4. 欠席委員 (4名)

2番	大岸 高晴	6番	水田 義郎	9番	村田 正博
12番	西岡 久				

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	第4号	非農地証明願いについて
	第5号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第6号	農地法第4条の規定による届出について(報告)
	第7号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
	第8号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第9号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西本 恭久
事務次長	西村 安史
農地主幹	公文 正志
農地主幹	山中 詩麻
農地係長	伊井 英智

7. 会議の概要

議 長	開会(13時30分) 皆さんこんにちは。定刻の時間もありますので、まだ後、上島委員さんが出席でありますけれども、ちょっと遅れておりますけれども、時間も参りましたので始めたいと思います。議会も始まってまして、課長も今日は出席をして頂く予定になっておりますが、若干遅れております。ずいぶん寒い日が続きましたけれどもやっとう春一番が吹いてですね、暖かい日差しが見えるようになりました。もう梅の花も満開を迎えるような季節になり、これから春めいてくるわけですけど、皆さん方それぞれ大変お忙しい時期を迎えますけれどもよろしくお願いをしたいと思います。本日の会を進めたいと思いますのでよろしくお願いを致します。すみません。資料に訂正が有りますのでその件につきまして事務局よりお願いを致します。
-----	--

事務局

はい、すみません。議案書の4ページですが、議案第4号の5番、消えてますが、被相続人 [] となります。 [] の [] は [] という字で [] になります。

議長

資料の件につきましてはですね、この1件のみですのでよろしくお願いを致します。

それでは議題に入ります前にですね、議事録の署名人の指名をさせていただきます。本日は横山委員さん、堤委員さんの2名にお願いをしますのでよろしくお願いを致します。なお、本日の欠席届が出ておりますのが、村田委員、西岡委員、水田委員、大岸委員の4名から欠席届が出ておりますことをご報告致しておきます。

それでは議案に沿いまして順次進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いを致します。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いを致します。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、譲渡人、 []、 []、譲受人、 []、 []、申請地は土佐山田町山田字久保屋敷1849番ホ、地目は畑、面積は512㎡、譲受人の耕作面積は15,644㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は1で10a当り2,929,687円で総額1,500,000円です。

2番、譲渡人、 []、 []、譲受人、 []、 []、申請地は香北町美良布字カマノクビ685番、地目は田、面積は1,131㎡、譲受人の耕作面積は104,499.99㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は2で10a当り309,460円で総額350,000円です。

3番、譲渡人、 []、 []、譲受人、 []、 []、申請地は物部町仙頭字ツボノ谷1254番、地目は田、面積は575㎡、譲受人の耕作面積は10,658㎡、譲渡理由は高齢化、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は3で10a当り173,913円で総額100,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと思われま

以上です。

議長

以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。

補足が有ります。すみません。

事務局

補足説明させていただきます。1番の譲り受け人の方はですね、申請の前にはですね、市街化区域内で転用されている土地が有りましたが、今回の定例会に出してありますが、既に届出で受理されておりますので、その点は解消されております。

3番ですが、3番は最初の申請にはですね、他に1筆申請地がありました。その農地についてはですね、香美市の農道が含まれてまして、分筆等の作業というか、手続きをしないと全て農地とは認められないので今回は取り下げて頂いております。以上です。

議長

この2番の [] さんの下の写真ですけど、手前の方に木が植わっちゅう。これは既にガヤの木が植わっちゅうがやおか。

事務局 以前にですね、前回、 さんて方から購入した土地になります。

議長 その奥側もそうじゃないかね

委員 (16 番) 川までずっと植えちゆう。

委員 (16 番) 既に植えちゆうろう。

議長 これ、向こう、川か。

委員 (16 番) ダム。

議長 ということはきちつと管理がされちゆうっていうことよね。
何かご質問は有りませんか。格段無いようですので、採決に入りたいと思
いますが、ご異議ございませんかね。

— 異 疑 な し —

議長 はい、それでは議案第 1 号農地法第 3 条の許可申請について賛成の方の挙手
をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議長 はい。全員賛成です。有難うございました。
続きまして、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請についての説明
をお願いします。

事務局 議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について説明致します。
1 番、申請人、 、 、申請地は香北町清爪
字萩原 2 2 1 2 番 1、地目は畑、面積は 2 8 m²の内 2 2. 3 5 m²、転用目的は納
骨堂 1 基、有縁墓 1 基、建築延面積は 2. 7 5 m²、区域区分はその他、開発行
為は不要、農地区分は 1 種農地、資料は 4、調査員は森安委員です。申請地は
農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、土地改良事業の施行に係る
区域内にある農地であることから第 1 種農地であると判断されます。
2 番、申請人、 、 、申請地は香北町小
川字上エ岡田 2 7 8 番、地目は畑、面積は 4 6 m²の内 1 7 m²、転用目的は納骨
堂 1 基、建築延面積は 9 m²、区域区分はその他、開発行為は不要、農地区分は
2 種農地その他、資料は 5、調査員は宗石委員です。申請地は農業振興地域内
にある農用地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第
3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため第 2 種農地であると判
断されます。
以上です。

議長 はい、以上説明が終わりました。すみません、調査員、森安さんから順次お
願いをします。

委員 (5 番) はい。写真で見るとおりですが、確かこれ、日露戦争の、この前に見え
るところのお墓でした。これは圃場整備の時になんでか、これも含めて圃場整
備の範囲に入ってたが、何か土改連の手違いがあったかもしれませんが。
そういう関係でちょうどここ畑に残っておりまして、周囲の同意もあるし、別
段邪魔になるようなところでもないですし、お墓の隣ということで結構であろ
うと思いました。大丈夫であるということで認めました。以上です。

議長 すいません。2番目、宗石さんお願いします。

委員(10番) はい。資料5に有ります、大きな道路は国道195線です、そこから300m位のところですが。この辺は他の方々の墓がたくさんあるところで健在地も墓と墓の間のところに立つ予定らしいです。問題無いと思います。

議長 はい、以上で補足説明が終わりましたので、ただ今より議案第2号につきまして質疑を行いたいと思います。何かご質問は有りませんか。この件についても格段有りませんか。格段無いようですので議案第2号農地法第4条の許可申請について採決をしたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい。全員賛成です。有難うございました。
続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局 議案第3号農地法第5条による許可申請について説明致します。

1番、譲渡人、
、譲受人、
、申請地は香北町美良布字北ノベ562番、地目は田、面積は526㎡、外1筆、計2筆で合計1,082㎡、転用目的は太陽光パネル300枚、パソコン5台、49.5kw、権利の種類は地上権設定、建築延面積は489㎡、区域区分はその他、開発行為は不要、資料は6、農地区分は2種農地、調査員は小松委員です。申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、香北支所から約500m以内に位置する農地であることから第2種農地であると判断されます。

2番、譲渡人、
、譲受人、
、申請地は香北町美良布字西松林707番1、地目は田、面積は1,034㎡、外1筆、計2筆で合計1,250㎡、転用目的は太陽光パネル240枚、パソコン4台、49.5kw、権利の種類は地上権設定、建築延面積は463㎡、区域区分はその他、開発行為は不要、資料は7、農地区分は2種農地、調査員は小松委員です。申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、香北支所から約500m以内に位置する農地であることから第2種農地であると判断されます。

3番、譲渡人、
、外2名、譲受人、
、申請地は香北町美良布字林628番、地目は田、面積は2,259㎡、外3筆、計4筆で合計2,938㎡、転用目的は太陽光パネル1140枚、パソコン4台、200kw、権利の種類は地上権設定、建築延面積は1,589㎡、区域区分はその他、開発行為は不要、資料は8、農地区分は2種農地、調査員は小松委員です。申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、香北支所から約500m以内に位置する農地であることから第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長 はい、それでは調査員小松委員さん、1番、2番、3番、お願いします。

委員(15番) はい。そしたら図面の方を見て頂いて資料6-1から資料7-1、資料8-1番、2番。これはいずれも大宮小学校から、椎茸の菌床栽培をしておるハウスが写っており、その間へかけて、大体近い範囲です。全体として言えることは、この辺の土地は、一番最初のさん分はうんと水の便利がいい

ですけど、その他の■■■さん、それから■■■さんの関係する土地は、昔で言うような六掛け地っていうか水利の悪いところで田んぼを作らなかつたら、水利権は割りは六分でいいと、六分掛けでいいといったような、あれがある手続きじゃと思います。それで現在2番の■■■さんの分ですけど、これは周りの方がシキビを植栽されております。番号で言うたら7番ですけど、7番西ですけど、ちょっと暗くて見えにくいですけど、右の奥の方にその白い小屋のある通りですけど。そこにシキビが2m幅、3m幅位で10何m位植わっております。そのシキビの上段が墓地になっております。写真へ写ってないですけど、手前も左も右も全部墓地が建っております。ここはちょっと今、柿とかカジをちょっと植えておりますが、植える時に土を盛土して植えております。あまり世話をしておるような状態ではないですけど。その関係もありまして、ちょっと土地が高くなっておりまして、シキビの畑の方へ排水が流れるっていうことで、そこに小さい水路がありますけど、修繕されておられません、ちょっと排水が悪くなっております。その関係でそのシキビを植えている方がその排水がシキビの方へ入ってきてくれないようにとそういう条件で許しを得ておるようです。そのことを一応条件として承諾を受けております。

それから8番ですけど。学校が写っておりますけど。その学校を建てる条件として、水田として条件が悪いところへ建てちゅうということです。この辺の土地は水の便利が悪いといった条件の悪いところなんです。そして、農道が通っておりますけど、農道が。学校の方からずっと農道の方へ道が通っておりますけど。その道を作るために土地を道の方へ取られています。そういった関係で細長い田んぼになっております。その内8番の方は、4つの内3つ畑で1つは田んぼというふうな圃場になっております。この人も年がたってきて、あてたくてもあたってくれる人がおらないと、そういった条件からこういうふうなパネルの設置の方へ動いております。その2件に伴って一番最初の6番の方ももう年がたっておりまして、そういうパネルの設置があれば私も一緒にやりたいというふうなことだろうと思いますけど。そういったことで建てるようになっております。いずれも周りの方の同意は得ておりますので、問題は無いと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。

委員 (15 番) それと大体20年の予定と聞いております。

議 長 調査員の方からの詳しい説明がありました。周辺の農地の方の同意も得られちゅうということですので、そここのところの問題は解消されたかなと思いますが、その排水についてですね、業者の方からはそれには何かこう、どういうふうにするとか、それは何か出てますか。

委員 (15 番) 話が決まったら整備するということ聞いてます。

議 長 整備して排水を良くするという、例えばコンクリでU字溝入れるとか、そんな話じゃないけれども

委員 (15 番) 道の方へ通ちゅう。シキビの前が石崖でちょっと条件が悪くなちゅう。それを排水まで。

議 長 排水を良くするために何か設計をしてくれるということやね。
説明が終わりましたのでただ今より、議案第3号につきまして質疑を行いたいと思います。太陽光の問題はですね、色々後尾を引くかも分かりません。香北はですね既に草刈りが十分されてないというふうな問題も聞いております。今のところ草刈りの問題はあまり目には見えんかも分かりませんが、これから

暖かくなって、春になってきて夏を迎えますと草がかなり伸びてくるということで、その時にですね、どういうふうな隣人の人が見るかというところの問題もあろうかと思えます。その点については十分配慮しながらですね、それこそ、皆さん方の農業委員さんも許可を出した以上のことになると色々と後から追求があるかもわかりませんので十分に理解をしていきたくと、許可を出すというふうにせなあいかんと思えますので、よろしくお願いをしたいと思えます。格段何かご質問ありませんか。

委員 (14 番)

資料 8 ですね。右側給食センターと大宮小学校がありますけど、これは香美市の方も了解というかどんなにしちゅうろう。もし、反射、西日が当たって反射、小学校の方へいくとか、そういう関係とかは市役所の方は。

事務局

農地法上の審査をしてますので、農地での影響だけを判断して農地法を許可しますので、学校等がですね、知っているかどうかは把握してないです。ただ、太陽光にするにあたって、最近問題があるので、この香北町についてはですね、住民説明会を行ったというふうに聞いております。学校へのですね、パネルの反射っていうのは、検討しておりません。

議長

西村君えいかね。
他に何かありませんか。格段無いようですので、議案第 3 号について採決に入りたいと思えますが、ご異議ございませんかね。

——— 異 疑 な し ———

議長

議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてですが、賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議長

はい。どうも全員賛成です。有難うございました。
続きまして、議案第 4 号農地法非農地証明願いについての説明をお願いします。

事務局

議案第 4 号非農地証明願いについて説明致します。
1 番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町佐野字モリヤマ 1 8 0 6 番 7、地目は畑、面積は 1 0 5 m²、非農地化した理由は昭和 3 9 年頃より用水路となり、現在に至る。調査委員は水田委員で資料は 9 です。
2 番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町楠目字宮田 1 5 0 5 番 1、地目は田、面積は 1, 1 6 6 m²の内 4 2 4. 8 5 m²、非農地化した理由は、当該地は平成 1 4 年から駐車場として使用し、現在まで使用してきた。(平成 1 4 年 8 月 2 9 日農地法第 4 条許可)。調査委員は堤委員で資料は 1 0 です。
3 番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町繁藤字アケボノ 1 5 1 番 1、地目は畑、面積は 1, 2 2 3 m²、外 4 筆、計 5 筆で合計 7, 0 5 2 m²、非農地化した理由は、いずれも傾斜地で耕作不利地な土地であり、昭和 4 5 年頃から植林をし、現在に至る。調査委員は岡林推進委員で資料は 1 1 です。
4 番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町神通寺字東西ノ内 3 8 1 番、地目は田、面積は 2 2 1 m²、外 1 筆、計 2 筆で合計 3 6 9 m²、非農地化した理由は、3 8 1 番 1 は昭和 5 0 年頃、車庫兼倉庫を建て、現在に至る。4 0 1 番は北側の神社の竹が侵入して根を張り、竹林

化し、現在に至る。調査委員は岡田委員で資料は12です。

5番、申請人、[REDACTED]、被相続人 [REDACTED]、相続人 [REDACTED] 外5名、申請地は土佐山田町楠目字伏原3390番1、地目は畑、面積は102㎡、非農地化した理由は、昭和63年より築山を作り、住宅の庭として利用し始め、現在に至る。調査委員は堤委員で資料は13です。

6番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED] 外1名、申請地は土佐山田町楠目字久保屋式608番1、地目は畑、面積は780㎡、非農地化した理由は平成9年4月1日より、近隣の病院の職員や周辺住民の貸駐車場として利用し始め、現在に至る。調査委員は堤委員で資料は14です。

7番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町美良布字西ヌノベ98番3、地目は田、面積は59㎡、非農地化した理由は平成10年3月頃、隣接地95番3に住宅を新築すると同時に露天駐車場として使用を開始し、現在は庭兼駐車場として使用している。調査委員は小松委員で資料は15です。

以上です。

議長 はい、以上説明が終わりましたのでただ今より調査員の方から説明をお願いしたいと思います。1番水田さん。

事務局 水田委員は欠席しておりますので、報告を受けている内容を説明致します。資料9をご覧ください。9-2の方の写真をみるとですね、水路となっております。これはですね、杉田ダム土地改良区の水路です。この非農地証明の後ですね、杭も残ってるんですけど、杉田ダム土地改良区が取得することになります。長年水路として利用してきておりますので、非農地であることには問題無いかと思われれます。

議長 2番は堤さん、すいません。

委員(13番) はい。資料の10を見て頂きたいと思いますが、談議所の [REDACTED] の横の [REDACTED] の駐車場なんですが、これは以前、ここにもありますように平成14年8月29日に一度許可をしておいたということですが、その書類が無くなったということでまた再度の許可申請ということで問題は無いと思います。

議長 3番はまた岡林さんの分です。

事務局 岡林推進委員は欠席しておりますので報告を受けている内容を説明致します。資料は11になります。航空写真を載せてますが、全て山林、森林化しております。場所はですね、繁藤の安芸の谷工業団地なんですけど、今は香美森林組合のストックヤードがありまして、ここから北東の方の山になります。山っていか地目は農地だったんですけど山になります。その次のページの写真を載せてますが、写真ではないですね。この山ってというのがちょっとわかりづらいので全体を写しております。実際は森林になっておりますので非農地として問題は無いと思われれます。森安委員がこの件についても詳しい感じですね。

委員(5番) その11-2に見える、材木が生えかけちゅうところから北東です。もうこれ山林で、手続きが遅かった位です。

議長 はい、わかりました。岡田委員、すいません。

委員(8番) 倉庫が建っているところは僕が知っている限り、ずっと前から建てまして。写真で見る、上の写真の奥が倉庫です。手前はもういっぱい積んじゃうけど、もうこの [REDACTED] さんは年がいつてお父さんの方は去年痴呆症になって何にも

ようせんということで百姓を辞めるって、全部農地をあてるってということで。ここは何とも解消のしようがないというところですけど、この横、倉庫の横ですけど。家の墓地が、倉庫のところに木が生えてまして、木を植えてそこを花壇にしています。下の竹やぶですけど、これも僕が知ってる限りほとんど竹やぶみたいになってまして。竹というかこんまい笹みたいなもんがあって、現状はちょっと無理じゃないろうかと思って許可したんですけど。

議長 続きます、堤委員。

委員(13番) はい。資料13を見て頂きたいと思います。ここはかがみの育成園の南側の住宅がたくさんあるところですが、13-2を見て頂いたらわかるように家の庭になっております。問題は無いと思います。

議長 もうひとつ、6番。

推進委員(13番) はい。14-1を見て頂きたいと思います。ここはここへ書いてありますように病院の職員の駐車場や近隣住民の駐車場ということで問題は無いと思います。以上です。

議長 以上、補足説明まで終わりましたが、あれ、もうひとつあるかね。小松委員さん、すいません。次のページ。

委員(15番) 資料15-1を見て下さい。この方は今から20年位前にこの家を建てるために家を買って、土地を買って出てきておりますが、その時に今黄色い線で囲ってあるところ、これは水田でしたけどそこも一緒に買って駐車場として使ってきたわけです。この上の方の赤い矢印、2番というところが駐車場になっておりますけど、そこから右の方へぐるっと道に沿って細長い水田があります。そこも一緒に買っておるようですが、その一部として駐車場を使っておるようです。周りはずっと公道が通っておりまして、農協の前の水田も北側というか、建物の奥の方の水田の方も了承を得ておりますので問題無いと思います。

議長 はい、以上補足説明も終わりましたので、議案第4号の非農地証明願いについての質疑を行いたいと思います。皆さん方で何かご質問は有りませんか。格段有りませんか。資料とか補足説明も十分に調査をされてですね、ご説明頂いたと思います。そういう関係で質問も無いかと思いますが、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

———異 疑 な し———

議長 それでは議案第4号非農地証明願いについての賛成の方の挙手をお願いを致します。

———全 員 挙 手———

議長 はい。どうも有難うございました。全員賛成です。
続きます、議案第5号農地法第18条第6項解約通知報告についての説明をお願いします。

事務局 議案第5号農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。
1番、貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、借人、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX、被相続人 XXXXXXXXXX 相続人 XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町岩積字松ノ本452番、地目は田、面積は1,720㎡、外1筆、計2筆

で合計面積3,439㎡、成立日、解約日、引渡日ともに平成29年12月31日、解約理由は借り手の変更。

2番、貸人、
、
、借人、
、
、申請地は土佐山田町佐古薮字イゲノ丸255番1、地目は田、面積は133㎡、外1筆、計2筆で合計面積678㎡、成立日、解約日、引渡日ともに平成30年1月19日、解約理由はその他。
以上です。

議長 説明が終わりましたのでただ今より質疑を行いたいと思います。皆さん方何かご質問は有りませんか。格段無いようですので、この件につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきます。
続きまして議案第6号農地法第4条の規定による届出についての、説明をお願い致します。

事務局 報告第6号農地法第4条届出報告について説明します。
1番、申請者、
、
、申請地は土佐山田町字黒土2015番2、地目は畑、面積は467㎡、転用目的は生姜の貯蔵倉庫の敷地、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は16で調査員は事務局西村です。
2番、申請者、
、
、申請地は土佐山田町旭町1丁目19番4、地目は畑、面積は78㎡、転用目的は貸駐車場、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は17で調査員は事務局西村です。
以上です。

議長 以上説明が終わりましたので報告第6号につきまして、皆さん方より、ご質問を受けたいと思いますが、何か有りませんかね。
2件とも市街化区域内の農地をということですので格段問題が無いかと思えます。この件につきまして格段質疑が無いのでしたら報告案件ですので報告のみとさせていただきます。

議長 続きまして議案第7号農地法第5条の規定による届出報告についての説明をお願いします。

事務局 議案第7号農地法第5条届出報告について説明致します。
1番、譲渡人、
、
、譲受人、
、
、申請地は土佐山田町楠目字籾中995番2、地目は畑、面積は58㎡、転用目的は用水路、権利の種類は所有権移転売買、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は18で調査員は事務局西村です。
以上です。

議長 説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、この件につきましてご質問は有りませんか。

事務局 この届出が出た経緯はですね、隣に以前届出が出てましたけど、貸し住宅が出来ます。その関係でこの水路が取り込まれると
が困るので分筆してですね、今回取得することになっております。

委員(16番) はい。これ現在水路として使いゆうわけです。

事務局 はい、以前から水路として。

議 長 これからも使わなあいかん。これ、金銭の取引額は。

事務局 これ、届出ですので、金額までは出てないですけど、所有権移転売買なのでいくらかで。

議 長 こういう土地はなんぼでもあるわ。[REDACTED]は。けどこうやってやっぱり登記しちよかなあいかんきね。

委員 (14 番) 売買しちゅうところもあるけど、抜かちゅうところも。登記が出来ちやあせんところもどっさり。

議 長 良心的にこうやって買うてくれるがやき。これ俺んくじゃ言うたら、権利を主張しだいたら裁判になる。

委員 (16 番) そういうことよ。

議 長 すいません、何か質問は有りませんかね。格段無いようですのでこの件につきましても報告案件ですので報告のみとさせていただきます。
続きまして議案第 8 号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります
が、これの説明をお願いします。

事務局 諮問第 8 号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について、補足説明を行います。
議案書は 9 ページ、資料は 19 からです。
まず、所有権移転の案件です。
1 番については、農業公社の農地流動化事業による所有権移転です。譲受人はニラを栽培する予定です。この案件については、依光推進員が進められたものです。
続きまして貸借の案件です。
中間管理事業分が 10 ページから、それ以外が 12 ページからと分かれています。
中間管理事業分の 1 番から 3 番については、新規設定で、公社へ貸し付けた後、柚子栽培を行う新規就農者へ貸すこととなっています。この案件については、森安委員が進められたものです。
次に 12 ページ 1 番から 3 番は、新規設定で同じ借受人が水稻を栽培します。
4 番は、再設定で、借受人が水稻を栽培します。
5 番は、再設定で、借受人が水稻を栽培します。
6 番は、新規設定で、借受人が事業規模拡大のため借り受け青ネギを栽培します。
7 番は、再設定で、借受人が水稻を栽培します。
8 番は、新規設定で、借受人が水稻を栽培します。
9 番は、新規設定で、借受人は、香南市の夜須で農地を借りてニラを栽培していましたが、夜須をやめて、香美市と香南市野市町で新たに農地を借りてニラを栽培します。
10 番は、新規設定で、息子が父の農地を借り受け、新規就農し春菊・オクラを栽培します。
11 番は、新規設定で、借受人が水稻を栽培します。
12 番は、新規設定で、借受人が、水稻・オクラを栽培します。
13 番、14 番は、新規設定で借受人が事業規模拡大のため借り受け、青ネギを栽培します。
15～20 番は、新規設定と再設定があり、借受人が事業規模拡大のため借り受け、生姜を栽培します。

2 1 番は、新規設定で、借受人が水稲、青ネギを栽培します。
2 2 番は新規設定、2 3 番は再設定で、同じ借受人が水稲を栽培します。
2 4 番は、新規設定で、借受人が水稲を栽培します。この案件については、岡田委員が進められたものです。
2 5 番は、再設定で、借受人が大葉を栽培します。
2 6 番は、新規設定で、借受人が柚子を栽培します。
いずれも経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

議 長

以上説明が終わりましたので、1 件のみ、すいません 2 4 番についてですね、岡田真弥さんという方の名前が借り受け人で出ておりますけど、修一君の娘さんですので修一君にはちょっと退席をして頂いて、この件だけ先に採決をしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

————岡田委員退席————

議 長

2 4 番につきまして■■■さんの分ですが、■■■さんから農地を借りてですね、水稲を作られるということの件ですので皆さん方よりご質問があれば受けたいと思っておりますが、何か有りませんか。格段無いようでしたら賛成の方の挙手をお願いを致します。

————全員挙手————

議 長

はい。どうも有難うございました。全員賛成です。

————岡田委員着席————

議 長

1 番、2 番については使用貸借ということですので金額が載っておりませんが、これでいいそうですのでよろしくお願い致します。

それでは全体に渡りまして皆さんが方より質疑を行いたいと思っております。ご質問があれば受け賜りたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思っております。何か有りませんか。何か有りませんか。格段無いようですので採決に入りたいと思っております。議案第 8 号香美市農用地利用集積計画についての諮問でありますが、原案の通り賛成の方の挙手をお願い致します。

————全員挙手————

議 長

はい。どうも有難うございました。全員賛成です。

それでは引き続きましてその他の件についての事務局より何か有りますかね。

事務局

2 件ほどありますので。相談というか説明をさせて頂きます。

今議会でですね、農地の下限面積について質問が出てまして空き家バンクとセットで 1 a 設定できないかという質問が出ております。制度上ですね、この農業委員会でも 1 度、2 度協議しましたが、制度上可能なので、可能であるという答弁を会長にして頂くとは思っております。内容としてはですね、空き家バンク、空き家があつて農地が周辺にある。例えば 1 a で。その農地がですね、遊休農地であることと、その農地を取得して周辺に影響がないことの場合にですね、3 0 a とか 4 0 a 以下の設定が出来るということになってますので、そのハードルを越えたら設定は出来る。今香美市の、この委員会で考えてるのはその地域全体の下限面積を下げるのではなく、その農地についてのみ。そ

の時だけ下げてですね、売買が成立したらまた解除すると。その農地もずっと下限面積設定ではなく、その時だけ、その方の対対象の時だけ設定して解除する。また案件が出たらまたそれを設定していけるというような、方向で行こうかなと思ってますが、審議というかですね、意向をお聞きしたいことがあります。実際ですね、全国で数十の農業委員会がやってますけど、実例はですね、そんなに無いです。実際売買が減ってはきてるけど売買まで至るといふ例が数件というふうにお聞きしています。香南市は実際はやってますけど実例は無いということです。

議 長

今回初めてですね、農業委員会の会長に答弁を求められました。そうことで議会の方で答弁をせなあいけませんけども、農業によってですね、北海道は2ha、他の都道府県についてはですね、50aという下限面積が設定をされておりますけれどもそれぞれ別段面積といいますか、香美市においてはですね、土佐山田町が40、そして香北、物部についてはですね、30aというような下限面積を設定をしております。これはそれぞれ都道府県で、農業委員会の中でですね、協議をして10aを1つの基準にして、その10aの倍数によってですね、下限面積を設定できるということで毎年、年に1回見直しをしております。合併当初においてはですね、香美市も山田が40、香北も40、そして物部が30ということになっておりましたけれども、農家の減少、また農地面積の減少等によってですね、数字が若干変えられることが出来るわけで香北町においてもですね、30aまで引き下げることが出来たので、数年前に30aに引き下げたという経過があります。今度の質問についてはですね、空き家を、移住をしてきてですね、こっちで住みたいという時にその周辺に空き家に引っ付いた農地と言いますか、その農地がですね、引っ付いちゅう場合には空き家は買えるけれどもその農地が買えないよというふうなことで、一緒に買ってそこに移住をしたいというふうなことでですね、これ全国で何町村も今まで新聞等に出てですね、セットで買えますよというふうな取り決めをしたというふうなことが出ておりますけれども、香美市においてもですね、議会で質問が出てきたのは初めてでして、この件についてもですね、うちでも可能ですよという報告をさせて頂きたいというふうに思っています。先程、西村君の方からも話がありましたが、香南市の方も既にその話をしてるんと。けれども、要望というかそういうものは1件も無いというふうなことで聞いております。ただですね、農地といってもですね、どんな農地でも、はい、いいですよというわけにもいかずですね、荒廃農地になっておる農地というようなことに限定もされておりますのでそこをですね、私たち農業委員会からすれば、今の農地、空き家を持っておる人が15年以上経過してですね、そこを荒廃農地にしちゅうというふうなことであれば非農地にしておいて売ることにも出来ますので、まあどっちがいいのかはわかりません。これは本人の考えもあると思いますので。そうして非農地にしておいて、売買をしたらですね、そこを買い戻して家庭菜園でも作れるし、また駐車場でも出来るので、そっちの方がもっと便利じゃないかなあというふうな思いもしますけれども、この空き家バンクというか、その農地が引っ付いちゅう家を買えないというふうなことで、ただただ買えんということで何か農業委員会がかなり引き締めをしちゅうような書かれ方をしますけれども、そういう問題ではないですよと、やればやる方法も有りますよということです。やっぱり、ちょっと事務的にはですね、すぐ、すっというわけにはいかんと思うんです。というのは農地の1筆だけをですね切り離しておいて、農地から外したような形にしてですね、売るということになってくると思いますので。公告もせなあいかんというようなことで有ります。公告の日数についてはですね、一応1日というような報告をしてですね、それで認めてもらうというふうなことになると思います。是非ともそういう制度を使って香美市にもですね、定住というか都会からこっちの方に田舎に住んでくれるという人が出来ればですね、ひとつ例を拵えてゆけば、またその例を参考にですね、

また2件目、3件目というふうなことがあろうかと思えます。ただし、今のところ、定住促進課っていう課が香美市にもありますけれども、そこには空き家がありますけれども、空き家に付随をした農地が引っ付いちゅうという案件は無いと聞いておりますので、そこのところは皆さん方に報告して。以上です。皆さん方からまたええアドバイスがあったらですね、議会で私答弁しますので、教えて頂けたら有り難いと思えますのでよろしくお願ひします。

委員（5番） ちよっと、その件で。

議長 はい。

委員（5番） うちの集落でもう既に空き家を買って、その空き家の持ち主が田んぼを1人は2～3反持っておって、ちよっと家庭菜園用に3畝くらいの土地がありまして、もちろん周囲は水田ですもんで、荒廢地じゃないです。ちゃんと近所の方が管理しよったがを、1人はその家を買って、そこをあたることになるかなというこで野菜をきれいに作りよります。その人もその菜園より全部、他の田んぼはよう買わんけど、3畝位あるかな、それを是非買いたいと、自分の物にして作りたい。農業委員会の方で何とかならんかよということをよく言われま

す。
もう1件は買い手を、空き家で市の方に申出ちやおうと思ひまして、度々見にも来よります。そのひと屋地の中に、それも2畝位ありますか、それも付けて何とかならんろうかということ自分の方へよう言ひます。見に来た人も、ちよっとひと屋地ですもんで、近所の方が加持子払わんずつに野菜を植えたりして管理はしてくれよります。もちろん、その家を買う人、買うことになったら、それはもちろん戻して家に付いた菜園としてしたいが、その下限面積の関係があるもんで、今すぐそれも付けるき、家を買ってやつたら、かなり買いたいっていう人、自分にも實際言うて来ておりますが。その荒廢地、荒いた田でないといかんということじゃたら不可能ですね。その1件まだ売れてない家については前に農道もついて、その後ろに山林化したとこありますもんで、そりゃあ、荒らした田がいくんじゃたら返って荒らしちよって、そういうことって考えるかもしれんけど、やっぱり農地を荒らすってことは近所の人らあも見るに忍びないっていうか、ほんで野菜作ったり、芋を作ったり、色々しよりますが、それを何とかならんかよということは、今年度入ってからも部落の会らあでも言われまして、それ今のところしょう難しいが、百姓ずる気のあるもんじゃたら、香北町は3反が下限面積なもので何年かちよっとあてる水田らあもあるもんで、機械らあは自分らあの使うてもえいし、そういう方法でないと今すぐはいかんが困ったなど、また近々農業委員会もあるもんで、皆の意見は聞いてみると返事はしてあります。とにかく先に言うた家も買って、物部の方が買ってますが、息子の家に300万ばあ買って、大方1千万ばあ入れて改造して、それからお母さんが来て畑をきれいに作りよります。それを見よったら、何とかしてならんもんかなという気は大いにあります。どうしても難しかったら、その人の前の持ち主の田んぼが3反、4反ありますもんでそれをちよっとない利用権を設定して作って下限面積をクリアする方法でもないかなと思ひて、思ひよりました。ちよっと今日そういう話が出たもんで。そういう荒廢地でなしに管理をしよって、その家を買う人は赤線が1本あってその周りが、宅地じゃないけどそうやって楽しみながら野菜作りたいう自分の、田に畑にしたいって、うんと強い気持ちを持って、まして会うたんびに言われま

議長 森安さんの話、良く分かります。最初の、既に買われちゅうと空き家をね。

それで農地は一緒に買ってないという件については色々これからまた問題があるかと思いますが、後の件ですね。農地が付いちゅうということで空き家と一緒に買いたいということについてはですね、農業委員会としては何か努力はせなあいかんというふうに思います。セットで空き家バンクの方に農地も付いてますよということで条件つけてですね、空き家バンクに登録をして頂きたいと。それによって空き家バンクの住宅移住推進課の方からですね、農業委員会にこうこうであって農地が付いちゅうと、一緒に売りたいと言ってるということで、その農地について検討は私達が実際に農地も見たりしてですね、検討せなあいかんと思います。それがなかったらなかなか売れませんので、それから移住にはならんと思いますので、それを進めるためにはですね、市上げて色々研究しながらですね、それは前向きに進めるような形に進めていかんと意味がないと思いますので検討はしたいと思います。

委員（5番） 重ねて言うたらまだ売れてない土地は、係りの人が農地が付いてないじゃないに、自分らあも言いますもんね、農地法の関係で下限面積の問題があるき、農地を買えんと。家だけしか、宅地含めて家だけしか売りに出せんじゃないかっていうこと自分らあも言うし、自然とそういうことで家だけということで登録しちゅうと思います。家庭菜園の2、3畝の土地が付いたのを堂々と出せるんじやったら出すと思いますけんどね。以上です。

議長 出せるような形に香美市もしたいというふうに思ってますので、是非とも一緒に出して頂いてですね、こういう条件になっておるとい説明を住宅推進課の方にですね、是非とも伝えておいて頂きたい。その点については今日聞きましたので、また連絡を入れたいと思います。

事務局 もう1件ちょっと有りまして永野に土地改良区が設立ってことで申請がまもなくあると思います。それにあたってですね、改良区はその申請者がですね、公告でですね、その事業で参加する方の申請を受け付けるっていうかですね、公告がでます。それに参加したい方は、農業委員会に申告することになってまして、もしですね、それがあればですね、来月審議とか、議題に上げらして頂きますけど。無い可能性が非常に高いので、無い場合はですね、事務局が有りませんでしたということで改良区に返させて頂こうと思ってますので。来月の定例会を待たずしてですね、早く返してあげた方が改良区の手続きが早く済みますので、永野土地改良区に所有者とか以外にですね、参加したい、希望があるのを公告するんですけど、それに参加者が無ければですね、事務局で処理させて頂きますのでよろしくお願いします。

議長 それは永野以外の人でも参加したい人は参加ができる。

事務局 基本関係ない人が希望されても、農業委員会が諮った時に処分できないって回答になると思いますけど、そこの農地を今後使ってですね、利用権を設定するなり、借りたいって人は事前に、今は関係者じゃないけど、参加したいとかそういうのを募るための制度だと思います。

議長 これ、構造改善するくやろう。

事務局 はい。

議長 農業委員会の本日の会はですね、これで終了ということでさせて頂きたいと思います。次の会に農地利用最適化の意見交換会ということを持ちたいと思いますので5分ほど休憩をしたいと思いますのでよろしくお願いします。

閉会（14時39分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議 長 原 心一 (原)

署 名 人 福山 良男 (福山)

署 名 人 堤 昭雄 (堤)